

事業主の皆様

労働保険の加入手続きはお済みですか？

～ 11月は労働保険適用促進強化期間です ～

労働者（アルバイトを含む）を1人でも雇用している事業主は、労働保険(労災保険・雇用保険)に加入する義務があります。(農林水産の一部の事業は除きます。)

労働保険は、労災保険と雇用保険とを総称したものであり、労働者が安心して働くための国の制度です。

労働保険のうち労災保険は、業務上又は通勤途上の災害により被災した場合に、療養等に対する給付や社会復帰のための援助を行う制度です。また、雇用保険は、失業した場合に再就職のための給付を行うほか、失業の予防や高齢者、障害者など就職が困難な方の雇用の促進を図るための支援を行う制度です。

アルバイトやパートタイム労働者を雇用する場合であっても、労働保険に加入する必要があります。

加入手続きを、労働保険事務組合への委託や社会保険労務士への依頼により行うこともできます。

労働保険への加入が未手続きの場合は、速やかに、最寄りの労働基準監督署又は公共職業安定所（ハローワーク）にご相談ください。

労働保険に入っていない 会社に、人が集まるでしょうか。

人手不足が叫ばれる昨今、
社長のあなたなら、労働保険に入っていない会社を選びますか。
人は、安心できない環境で働きたいとは思いません。
労働保険は、人材確保、社員の安心、そして会社の安定のための保険です。
正社員、派遣、アルバイト、パートといった雇用形態に関わらず、
一人でも雇ったら必ず入るのがトップの責任です。

- 労働保険とは、労働者災害補償保険(労災保険)と雇用保険を総称した言葉です。
- 労働者とその家族の生活と安心のため、労働保険の加入は、事業主の責任です。
- 労働保険の手続きを行っていない期間中に労災に該当する事故が発生した場合は、事業主から選んで保険料を徴収するほかに、労災保険給付に要した費用の全部又は一部を徴収する場合があります。

◎詳しくは、都道府県労働局、労働基準監督署又はハローワークへご相談ください。

厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp>

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署・公共職業安定所・(一社)全国労働保険事務組合連合会・全国社会保険労務士会連合会

雇ったら入るのが、トップの義務

労働
保険

労災保険 雇用保険